

◇番号：201912

◇研究機関名	京都大学	◇不正の種別	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害
◇不正が行われた年度	平成 23 年度から平成 26 年度	◇最終報告書提出日	令和 2 年 3 月 31 日
◇不正に支出された研究費の額	506,697,056 円	◇不正に関与した研究者数	4 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 30 年 12 月 10 日、本学監査室が霊長類研究所に係る公益通報を受理し、契約手続の逸脱と横領の疑いという観点で調査を実施していたところ、令和元年 5 月 22 日、霊長類研究所及び野生動物研究センターにおける複数の取引において架空取引（不正使用）等の疑いが会計検査院の検査を受けて発覚した。これを受け、当該公益通報を「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」第 13 条に定める競争的資金等の不正使用等に関する通報として受理することを決定した。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、架空取引（不正使用）等に関する疑念を払拭することができなかつたため、令和元年 6 月 14 日、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

部局調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）及び本部調査委員会（学内委員 7 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

①調査期間

令和元年 6 月～令和 2 年 3 月

②調査対象

犬山（霊長類研究所）及び熊本（野生動物研究センター）のチンパンジー用ケージの整備に係るすべての支出に対する調査（100 件の契約に関する調査）

（調査対象期間：犬山第 1 ケージの整備が行われた平成 23 年度から令和元年 8 月 31 日まで。）

③調査方法

書面調査においては、これらの支出等に関連したすべての財源について、関係資料を精査し事実確認を実施。

ヒアリング調査については、被通報者が当時所属していた思考言語分野に所属していた教職員、霊長類研究所・野生動物研究センターにおいてチンパンジー用ケージ整備に関係した教職員、それらの取引業者などを対象に実施。

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

過大な支出（12 件）、架空取引（14 件）、目的外使用（1 件）、入札妨害（7 件） 合計 34 件

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

チンパンジー用の大型ケージを扱える業者は限られており、そのような業者に依存した関係を保つことで長期にわたって研究を続けてきたという実態があった。そして、取引先業者は本学とのこれまでのチンパンジー用ケージに関連する取引において多額の赤字を抱えていると主張しており、教員に対して赤字の補填を要望していた。

以上のような背景があり、教員は研究を継続的に行うため、架空取引等で取引先業者に対して必要以上の配慮をするなどし、それが研究費の不正使用に至った背景であると判断した。

・手法

i 過大な支出

ア-1 契約後の打合せで仕様を固めていくという誤った考えから、教員が杜撰な仕様書を作成していた。契約締結後、仕様を固める際に、変更契約等の必要な手続を経ることなく仕様の変更をした結果、当初の仕様と乖離が生じ、本来、変更契約により契約金額を減額しなければならないところ、減額されずに損害が生じた。

ア-2 契約後の打合せで仕様を固めていくという誤った考えのもと、取引業者が仕様の変更に応じやすいように、教員が当初から必要以上の過大な仕様書を作成していた。変更契約等の必要な手続を経ることなく仕様の変更をした結果、当初の仕様と乖離が生じ、損害が生じた。

ア-3 業者の要望に押し切られる形で教員が仕様の変更に応じたことで、不完全な納品となった結果、仕様が満たされなかった部分について、その後の手直し等が行われたが、それでもなお仕様書と乖離が発生し、当初の契約金額より減額となり損害が生じた。

イ 取引業者に対する損失補填の目的で、他社が提示した見積額に不当に金額を上乗せして当該取引業者に発注し、代金の支払いを行っていた。

ii 架空取引

ア 納品を偽装することにより代金を支払わせていた。

イ-1 既に発注、納品、支払いが完了している契約に対して、再度発注（場合によっては品名を変え）し、二重に代金を支払わせていた。

イ-2 既に支払いが完了した契約における不完全な履行について、本来は瑕疵担保として無償での対応を取引業者に求めるべきところ、追加の作業と偽装して新たな発注を行い、二重に代金を支払わせていた。

ウ 正式な手続を経ずに教員が発注し納品がなされた物品について、翌年度以降、架空の契約手続を行うことにより当該物品の代金の支払いが行われていた。

iii 目的外使用

最先端研究開発戦略的強化費補助金で購入した2点の物品の内、1点は当該研究目的とは違う用途で使用されており、もう1点は全く使用されることなく保管されていた。

iv 入札妨害

ケージの調達にあたっては、その特殊性から、調達を依頼した教員は規程に基づき仕様策定委員に詳細な希求要件等を回答することは自分だけでは困難であり、業者から情報を得ることが不可欠と考えていた。その結果、特定の業者に仕様書や図面の作成を依頼し、当該業者もしくは当

該業者から情報の提供を受けた他の業者が入札に参加していた。

・不正に支出された研究費等の種類、額、年度及び関与した研究者数

資金種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
最先端研究開発戦略的強化費補助金	451,043,378円	平成23年度～平成25年度	3名
科学研究費補助金	20,173,050円	平成25年度～平成26年度	2名
設備整備費補助金	2,019,341円	平成25年度	1名
運営費交付金	3,005,287円	平成23年度～平成24年度	2名
寄附金	30,456,000円	平成26年度	2名
合計	506,697,056円	平成23年度～平成26年度	4名（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・不正に支出された金員の用途及び私的流用について

調査の結果、不正に使用された金員はすべて取引先業者に対して支払われていた。被通報者、取引先業者、その他関係者への聞き取り調査等から、取引先業者から研究者側への還流行為や私的流用を示すような事実は確認できず、私的流用は認められなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

今回、「競争的資金等の不正使用」に該当すると判断したものは、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」に定めるところにより、本学の「会計規程」等に反し不適切な会計処理がなされたもののうち、教員による故意又は重大な過失によるものであり、かつ、当該不適切な会計処理によって大学に損害が生じた、あるいは、特定の業者への利益供与があったと判断したものである。具体的には、

- (1) 仕様書との乖離により損害が生じた契約、及び損失補填のため不当に金額を上乗せした契約による過大な支出
- (2) 納品の実態がない、あるいは納入の実績は一度しかないものに二重に代金の支払いが行われた等の架空取引
- (3) 補助金の目的外使用
- (4) 仕様策定に関与した業者が入札に参加しており、入札妨害が認められた契約

以上の事案が認められた。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

長期にわたってチンパンジーを飼育し、実験に供するという研究分野の特殊性と、これに起因する大型類人猿用の大型飼育設備等を扱う特定の取引先業者と教員との間の長期にわたる密接な関係があった。また、チンパンジー用の大型ケージについて、公的な研究費で整備する以上、研究費の使用ルールを順守しなければならないにも関わらず、正しい手順をとることなく特定の業者に依存していたこと、契約後に仕様を適正な手順を経ることなく軽々しく変更するなど、自らの研究を遂行することのみを優先しており、その背後には順法意識の欠如や会計制度の軽視があった。

【再発防止策】

本学では、平成19年10月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定し、平成21年2月には「競争的資金等不正防止計画」を策定している。更に、平成26年2月のガイドラインの改正を受け、規程の全部改正を行い、体制の整備やコンプライアンス教育を実施するなど、これまでに公的研究費の適正管理や不正経理の防止

に向け、様々な措置を講じている。

しかしながら、今回の不正経理事案に関する調査で明らかになった発生要因等を踏まえ、今後、二度とこのような問題が生じないように、改めて一層の取り組みの強化を図る。具体的には、以下の再発防止策を実施する。

(1) 契約手続について

- ・ 今回のチンパンジー用の大型ケージ関連の契約では、仕様について具体的な内容や範囲が明確に残されておらず、後から仕様を特定できない事案が多く見られた。このような状況では、具体的な発注内容の把握が困難であり、架空発注が可能な状況であったことは否めないことから、発注時に仕様の内容を明確化することを、全学的に再度周知徹底する。
- ・ 今回の調査では、契約手続において問題のある事項が認められ、教職員に契約制度に係る理解不足があったことから、「研究費使用ハンドブック」において、説明をより充実させることにより、周知・徹底する。また、本学の発注制度を十分に理解して本学と取引を行うよう、取引業者に対しても改めて周知する。
- ・ 発注内容が明確になっているか、フォローアップ調査を行う。また、特定業者との取引の偏り等によるリスクについては、内部監査をはじめとした会計システム情報を活用した検証等を通じて、適切な運用となっているか、確認する。

(2) 納品検査について

大型ケージの納品検査に関して検査を実施した者の認識が十分ではなく、必ずしも適切な検査が実施できていなかったことが確認されたことから、以下の再発防止策を実施する。

- ・ 「研究費使用ハンドブック」において検収・検査制度、検収・検査に携わる教職員の権限と責任についての説明をより充実させることにより周知・徹底する。
- ・ 検査に対する教職員の意識高揚のため、また、検査に疑義が生じた際の責任の明確化のため、今後は検査担当の教職員の自署によるサインを義務化する。
- ・ 霊長類研究所では、検収の実施にあたっては、これまでは業者が納品時に検収所を訪れたのか、宅配便による納品等のため教員が検収所に持ち込んで検収を受けたのか、あるいは検収担当者が納品先に出向いて検収を実施したのか等、納品事実の詳細を記録していなかった。しかし、今回の事案に鑑み、業務報告書に、納品業者、検収形態（持込、現地訪問等）およびその時間帯を記録するよう改める。
- ・ 市販されておらず形態が複雑であるものは、仕様書と対比したチェックリストを作成し、項目一つ一つについて検査を行うこととする。

(3) 教職員への会計研修の充実

- ・ 例年実施する e-Learning 研修「研究費等の適正な使用について」の受講対象者に対して、上記内容を踏まえた「発注・検収・検査に関する e-Learning 研修」を実施する。問題の中で、正答率が悪い内容については、一層の理解促進に向け、その結果を今後の研修や周知に活用する。
- ・ 今回の不適切な処理について、「研究費使用ハンドブック」や e-Learning 研修において事例として取り上げ、全学的に教職員に対し、注意を促す。また、研究費を不正に使用することだけでなく研究費の不正使用に加担したり研究費の不正使用を黙認したりしてはいけないことを「研究費使用ハンドブック」や e-Learning 研修で改めて取り上げ、全学的に注意を促す。
- ・ 研究費の適正管理に関する資料や会計規程を始めとした各種規程等のコンプライアンス順守に係るコンテンツを用意し、教職員に対し受講を義務づける。

(4) 事務機能向上に向けての取り組み

- ・不正が発生した霊長類研究所においては、さらなる円滑かつ厳格な業務の遂行体制を確立するため、特に経理関係業務におけるチェック体制を強化することを優先課題とし、十分な専門的知識を有した事務職員を配置する等、適材適所の人員配置を行う。
- ・今後、遠隔地部局において大型の外部資金獲得により業務負荷が増加する等の対応が生じた際には、本部もしくは関係共通事務部との連携により、状況に応じて共有を行いチェック機能が強化できる体制を構築する。

(5) ルールを逸脱した事務処理に対する取り組み

- ・事務担当者から注意をしているにも関わらずルールを逸脱した事務処理が繰り返し実施されている場合の対応については、不正防止計画において部局管理責任者（部局長等）が当該逸脱者に対して改善を指導することとしており、さらに引き続き徹底していく。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
国立大学法人京都大学教職員就業規則に基づき、教職員 6 名に対して令和 2 年 11 月 24 日付で、懲戒解雇（2 名）、停職 2 月（1 名）、停職 1 月（1 名）、戒告（2 名）の懲戒処分を行った。
- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い
交付を受けている又は委託契約中の公的研究費については、使用停止処置をおこなった。
- ・本件の公表状況
 - ・京都大学における競争的資金等の不正経理に係る調査結果について
令和 2 年 6 月 26 日 京都大学ホームページに公表（氏名公表あり）
 - ・京都大学における教職員に対する懲戒処分について
令和 2 年 11 月 24 日 京都大学ホームページに公表（氏名公表あり）